

提案第4号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等は、以下の方針により調整するものとする。

新市の設置に伴う条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次のとおり整備する。

- 1 原則として、類似、相違又は複数団体に制定されている同種のものについては、いずれかを基本に調整・統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 合併協議会で承認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理するものとする。

なお、施行方法による区分は、以下のとおりとする。

合併と同時に新市の市長職務執行者の専決処分により、即時
制定し、施行する必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

合併前の市町の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

又は、

稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。ただし、合併協議会で協議・

承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	1 2 条例・規則等の取扱い
調整の内容	<p>条例・規則等は、以下の方針により調整するものとする。</p> <p>【合併の方式が新設合併とされた場合】 新市の設置に伴う条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次のとおり整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、類似、相違又は複数団体に制定されている同種のものについては、いずれかを基本に調整・統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 2 合併協議会で承認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理するものとする。 <p>なお、施行方法による区分は、以下のとおりとする。</p> <p>合併と同時に新市の市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行させるもの 合併前の市町の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</p> <p>【合併の方式が稲沢市への編入合併とされた場合】 稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。</p>

【提案理由】

【合併の方式が新設合併とされた場合】

合併関係市町（稲沢市、祖父江町、平和町）が消滅するため、従来の各市町の条例・規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合（稲沢中島広域事務組合）の条例・規則等も失効する。

そのため、原則として、新市において、新たに条例・規則等を制定し、施行する必要がある。

【合併の方式が稲沢市への編入合併とされた場合】

稲沢市の条例・規則等が存続し、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の条例・規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合（稲沢中島広域事務組合）の条例・規則等も失効する。

そのため、原則として、稲沢市の条例・規則等を適用するものとする。

【現況】

現況	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	備考
制定状況	条例 190 規則 211 その他(告示、訓令等) 75	条例 128 規則 119 その他(告示、訓令等) 70	条例 132 規則 102 その他(告示、訓令等) 64	条例 42 規則 37 その他(告示、訓令等) 55	平成15年9月25日 現在

【先進事例】

市町村名	合併の期日	条例・規則等の取扱い
東京都 西東京市 (新設合併)	平成13年1月21日	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で、協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき以下の条例・規則等の整備方針に基づき調整するものとする。 [条例・規則等の整備方針] 新市発足時には、田無市、保谷市の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。(「区分」は略)
埼玉県 さいたま市 (新設合併)	平成13年5月1日	条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、 1. 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。 2. 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	田原町の条例・規則を適用するものとする。ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に關係する条例・規則については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

【法令・取扱通知等】

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）抜粋

（条例の制定及び罰則の委任）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 （略）

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 （略）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 （略）

3 （略）

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）抜粋

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行うもの者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。